

○令和5管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月27日

北海道知事 鈴木 直道

さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 さんま

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 6,300トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	6,300トン
北海道さんま漁業	6,200トン
北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準

第二 まあじ

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準

第三 まいわし太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 38,600トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	38,600トン
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	27,000トン
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準